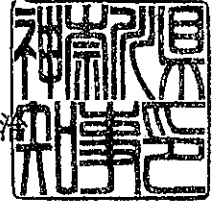




政総第 1784 号
令和 5 年 12 月 14 日

神奈川県議会議長 加藤 元弥 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治



質問趣意書について（回答）

令和 5 年 12 月 6 日付け神議第 2051 号をもって送付のありました大山奈々子議員からの質問趣意書について、別紙のとおり答弁書を提出します。

問合せ先
政策局総務室
企画調整第二グループ 土屋
内線 3026

答 弁 書

1 県民の安全、労働者の権利を犠牲にするライドシェアの中止を求める

● ライドシェアに関連した犯罪行為の実態について

世界各国でライドシェアの利用に関連して発生した犯罪行為の実態についてですが、県では把握していません。

なお、令和5年3月22日の衆議院国土交通委員会において、国土交通省自動車局長が、「例えば、令和2年における米国の主要ライドシェア企業の交通事故死者数については42人、身体的暴行による死者数については11人、性的暴行件数は998件」と答弁しています。

● 神奈川版ライドシェアの取組みと地域公共交通の充実について

IT産業商機開拓ありきの神奈川版ライドシェアは取り組むべきではないとの考えについてですが、県が検討している神奈川版ライドシェアの安全性については、デジタル技術を活用し利用者やドライバーの安全確保策などに取り組むこととしています。

具体的には、アプリによる事前ルート確定や決済等により、ドライバーと利用者のトラブルを防止するほか、ドライバーが自らアルコール検知器により計測したデータを、スマートフォンを活用して遠隔で確認します。

施策決定のあり方については、三浦市の夜間においてタクシーが不足しているという課題が実際にあり、今後、安全性はもとより、実際の需要や利便性、導入効果などの数値をしっかりと検証するため、三浦市主体の実証実験を行えるよう、市などと協議を進めており、その実験結果を踏まえ実施に向けた検討を進めていきます。

また、ドライバーの権利保障についてですが、タクシー会社との雇用関係を含め、今後の議論の中で検討してまいります。

最後に、地域公共交通の充実を図ることこそ支援すべきとの考えについてですが、県は、国や県内全市町村、バス協会、タクシー協会などで構成する「神奈川県地域交通研究会」などの場において、先進自治体の取組事例の紹介などを行い、地域公共交通の維持確保に向けた市町村の取組が円滑に進むよう支援をしてきました。

神奈川版ライドシェアは、地域公共交通の確保策としても有効な手段の一つになると考えていますので、実証実験で得られたノウハウなどを市町村に提示してまいります。

2 県立障がい者支援施設の方向性ビジョンについて

● 県立障がい者支援施設の役割について

これまで当事者や関係団体等からいただいた御意見を踏まえ、「県立障害者支援施設の方向性ビジョン（案）」の内容は、素案から一部変更しています。今後意見交換や丁寧な説明を行いながら、ビジョンに沿って具体的な検討、調整を進めていきます。

今後の県立障害者支援施設は、当事者目線の支援を確立するための「福祉科学研究」と「人材育成」へと役割を転換し、施設をフィールドとして、当事者目線の先駆的な支援と重度障害者の地域生活移行というテーマで研究を進め、科学的根拠に基づく支援を確立し、それを実践できる専門人材を育成する拠点となることによって、その取組を発展させ、率先して当事者目線の支援のモデルを示していきます。

この役割とテーマに沿った具体的な取組の中で、地域のネットワークづくりも進めていきます。各県立施設の方向性は、これまでの取組や実績、地域資源が豊富な立地といった特色を生かせる施設を県立施設として継続し、それ以外の施設は、これまでの取組を継続しながら、柔軟な運営ができる民間法人へ移譲するという方向性で整理しています。

● 県立障がい者支援施設と神奈川県立保健福祉大学との連携に関して

中井やまゆり園では、支援の改善に向けて取組を進める中で、これまで見られなかった利用者の良い変化が起き始めていますが、こうした変化がなぜ起きているのかを、学術的、体系的に説明できるまでには至っていません。

そこで、今後の県立障害者支援施設は、当事者目線の先駆的な支援と重度障害者の地域生活移行というテーマで研究を進めていく考えです。

研究内容のイメージとしては、知的障害者の発達や健康状況などを踏まえた支援のあり方に関する研究や環境の影響による知的障害者の行動変化に関する研究、重度障害者の地域生活移行に向けた支援手法、地域連携に関する研究などを考えています。

また、これまでの様々な研究成果を、今後の県立施設が行う研究に取り入れるべきと考えており、県立保健福祉大学をはじめとする大学や研究機関と連携を図るとともに、海外を含めた先進事例も参考にしたいと考えています。

● 民間の障がい者支援施設で働く従業員の労働状況の把握について

障害サービス事業所で働く従事者の労働状況の把握については、人材の確保、定着等に向けて必要だと考えていますので、実施について検討していきます。

また、障害福祉サービスの報酬は国が定める公定価格であることから、県はこれまで、報酬の引上げを国に対して要望しています。

なお、地域生活移行を促進するため、報酬で評価されていない取組については、県独自で障害福祉サービス事業所への補助制度を設けています。

● 中井やまゆり園の独立行政法人化について

中井やまゆり園については、中井やまゆり園支援改革プロジェクトチームから、3年から4年を原則とする短期間での人事異動、年度を超えた執行ができない、使途が定められた予算の中で予算執行が硬直化する等、県直営の運営は限界である、と指摘を受けています。

今後の県立障害者支援施設は、現在、改革を進めている中井やまゆり園の取組を継承し発展させていくため、施設をフィールドとして、当事者目線の先駆的な支援と重度障害者の地域生活移行をテーマとした研究を行い、科学的根拠に基づく支援を確立するとともに、それを実践できる専門人材を育成する拠点とします。

県立施設が、こうした役割を効果的・持続的に果たしていくためには、地方独立行政法人による運営が望ましいと考えており、令和8年4月に設立する方向で、調整を進めています。

また、併せて中井やまゆり園を同法人による運営に移行することを目指します。

3 再生可能エネルギー普及策に実効性を

まず、県有施設の使用電力についてです。

県は、全ての県有施設において使用する電力を、2030年度までに再生可能エネルギー100%に切り替えることを目標としています。

再生可能エネルギー電力に切り替えるに当たっては、再生可能エネルギー電力の価格変動や供給状況などの不確定要素があることから、2030年度までの段階的な数値目標を設ける予定はありませんが、切替えが可能な施設については、2030年度を待つことなく順次切替えを行い、目標達成に向けて取り組んでまいります。

次に、「再エネ100宣言RE Action」についてです。

県は、「再エネ100宣言RE Action」に参加し、再生可能エネルギー電力の利用拡大に向けて率先して取り組んできましたが、今後は、機会を捉えて市町村にも「再エネ100宣言RE Action」への参加を促してまいります。

次に、企業の再生可能エネルギー電力の利用義務化についてです。

再生可能エネルギー電力の利用をはじめとする脱炭素化に向けた取組は、企業の皆様が自分事として捉え、自ら率先して実施していただくことが重要であるこ

とから、再生可能エネルギー電力の利用を義務化する考えはありません。

県では、企業の自分事化を促す取組として、事業活動温暖化対策計画書制度を運用しています。現在、この制度の実効性を高めるため、企業の取組を評価し、その評価結果を「見える化」する仕組みの導入を検討しており、こうした取組を通じて、企業の再生可能エネルギー電力の利用を後押ししてまいります。

4 関東大震災100年に当たって負の歴史の傳承を

● 朝鮮人虐殺の記録の把握、知事の受け止めについて

関東大震災における朝鮮人に係る文書については、県立公文書館において、当時の郡役所管内における自警団組織の状況や朝鮮人収容所建設、朝鮮人保護に係る功績などを記した公文書のほか、朝鮮人殺傷も含めた震災下の状況を記した私文書を収蔵しており、全ての文書に関して県民に対する閲覧提供が既に可能となっています。

これらは、昭和57年に本県で編纂した「神奈川県史」の資料として生かされ、「通史編5近代・現代（2）」で、「朝鮮人来襲の流言と自警団」「県下の朝鮮人殺害」「朝鮮人救護」の見出しでまとめられています。

なお、御質問にあった市民団体「関東大震災時朝鮮人虐殺の事実を知り追悼する神奈川県実行委員会」が発表した、県が内務省に対して報告したとする文書は、報道によって承知していますが、県では公文書、私文書ともに収蔵しておりません。

国では、市民団体が発表した資料を含め、朝鮮人虐殺に対して政府内に事実関係を確認することができる記録が見当たらないものとしています。歴史的事実の認定に当たっては、県収蔵文書だけで行うのではなく、政府内資料を含めた様々な資料の分析を経てなされるべきと考えています。

県としては、こうした資料の有無や事実認定に関わらず、災害発生時において国籍を問わず、すべての被災者の安全安心の確保に努めることが重要であると考えています。

なお、市民団体が発表した資料については、国に資料の調査や保全を求めることは考えていません。

● 関連アーカイブの記録について

今年は、関東大震災100年の節目の年であることから、県では、県内に多く残されている関東大震災関連の遺構や記録を調査し、その情報等を取りまとめたポータルサイト「神奈川県震災記念館」を県のホームページに開設しました。

この取組を通して、県民の皆様が、いつ、どこにいても、数多くの関東大震災に関連する情報に触れることができるようにしています。

なお、同サイトでは、横浜市の久保山墓地に所在する震災関連の慰霊碑を震災遺構の一つとして掲載しており、同所に地域全体の慰霊碑や朝鮮人の慰霊碑が所在すること、慰霊碑に刻まれた内容について紹介しています。

今後も、「神奈川震災記念館」を通して、関東大震災の記録や記憶を将来に向けて発信し、伝承に努めてまいります。

5 朝鮮学校学費補助差別解消のために

● 有識者からの声について

県では、審議会や協議会の結果について、会議の翌日までに速報を、3週間を目途に結果を、県ホームページに掲載し、広く公表することとしており、必要に応じて、知事や関係部局に結果を報告し、情報共有しています。

● 朝鮮学校の教育内容に介入することについて

県は、平成22年に国の就学支援金制度の朝鮮学校への適用の是非について、国の決定に時間がかかることから、神奈川朝鮮学園の了解のもと、朝鮮学校の教育内容を確認しました。

その結果、使用されている歴史教科書には、拉致問題などについて一般に誤解を与える表現や、日本や国際社会における一般的認識と異なる記述があることが分かりました。

これに対し学園は、未来志向の視点に立ち、日本における共存共栄、多文化共生を目指して、教科書の見直しに向けて取り組むことを表明したことから、県としては、それを前提に、経常費補助金の交付を継続しましたが、平成23年に朝鮮学校の教科書から拉致問題の記述が削除されました。県はそれ以来、教科書を改訂し、拉致問題を明確に記述するよう、繰り返し求めてきました。

その後県は、平成25年度に朝鮮学校への経常費補助を取りやめた後、外国人学校の児童・生徒に対する本県独自の学費補助制度を創設しました。学園からは、平成28年度中に教科書改訂作業を行う予定と、説明がありましたので、その中で拉致問題について明確に記述することを前提に、朝鮮学校の児童・生徒に対する学費補助金を、平成26年度と27年度に交付しました。

しかし、平成25年度に続き、平成28年度も改訂が見送られたことから、学費補助を継続することは、県民の理解を得られないと判断し、平成28年度以降は交付をしていません。

教科書記載内容の確認は、県政の重要課題として拉致問題の解決に取り組む本

県として、学園の了解のもと行ったものであり、教育内容の介入ではなく、法に反しているとは考えていません。

● 補助金不支給問題について

県は、朝鮮学校の児童・生徒に対する学費補助金の交付の留保を公表した平成28年11月以降、朝鮮学校に通う生徒、保護者、教職員及び朝鮮学校に通う子どもたちへの学費補助再開を求める県民会議等から、学費補助の再開について、18回の要請、約60,600筆の署名の提出を、それぞれ受けています。

なお、神奈川県弁護士会からは、平成29年3月に県に対し、学費補助を行うことを求める会長声明が、平成30年11月には人権救済措置の警告が、それぞれありました。

また、平成30年8月の国際連合の人種差別撤廃委員会の総括所見等において、朝鮮学校に対する国の高等学校等就学支援金の取扱い等に係る記載があることを承知しています。

● 学費補助金の再開について

県は、平成23年に朝鮮学校の教科書から、拉致問題の記述が削除されて以来、学園に対して、教科書を改訂し、拉致問題を明確に記述するよう、繰り返し求めてきました。

学園からは、平成28年度中に、教科書の改訂作業を行う予定と、説明がありましたので、その中で拉致問題について明確に記述することを前提に、朝鮮学校の児童・生徒に対する学費補助金を、平成26年度と27年度に交付しました。

しかし、平成25年度に続き、平成28年度も改訂が見送られたことから、学費補助を継続することは、県民の理解が得られないと判断し、平成28年度以降は交付をしていません。

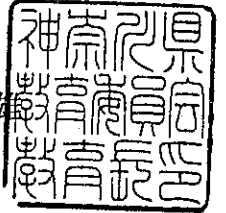
県としては、拉致問題の明確な記述のある教科書への改訂を確認したら、交付する考えであり、これまでの県のスタンスに変更はありません。



総第2801号
令和5年12月15日

神奈川県議会議員 加藤 元弥 殿

神奈川県教育委員会教育長 花田 忠雄



質問趣意書について（回答）

令和5年12月6日付け神議第2051号をもって送付のありました大山奈々子議員からの質問趣意書について、別紙のとおり答弁書を提出します。

問合せ先

教育局総務室

企画調整グループ 工藤、黒崎

内線 8024

答 弁 書

6 包括的性教育の普及について

「性に関する指導の手引き」の改訂に当たっては、性暴力の被害者支援や、ジェンダーを専門とする大学教授に助言をいただきました。

従来の「性教育の手引き」は、学習指導要領に沿った内容を掲載していましたが、改訂した手引きでは、性に関する教育に加え、人権教育、防犯教育、情報教育の4つの視点から内容を整理しました。

その中では、特別支援学校を含む幼稚園から高等学校までの発達段階に応じて、校種別・教科別の授業展開例も掲載しています。

この手引きによって、教員が性に関する指導の考え方や指導内容について理解を深め、授業展開例等を参考に授業づくりを行うことで、「いのちの安全教育」の実践にいかしています。

また、市町村に対しても、この手引きを活用した授業の実践を働きかけるとともに、県内の指導主事と、効果的な授業や学校全体で計画的に指導する方策等について協議するなど、「いのちの安全教育」の普及を図っています。

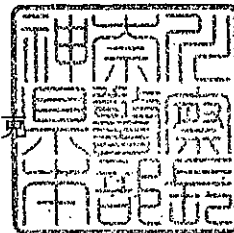


神広発第5128号

令和5年12月13日

神奈川県議会議長 加藤 元弥 殿

神奈川県警察本部長 直江 利克



質問趣意書について（回答）

令和5年12月6日付け神議第2051号をもって送付のありました大山奈々子議員からの質問趣意書について、別紙のとおり答弁書を提出します。

問合せ先

総務部総務課連絡係

答 弁 書

1 女性警察官に期待できる役割に対する認識と、今後どのようなテンポで増やしていくかについて

女性警察官は、女性が被害者となる性犯罪や配偶者からの暴力事案等の捜査、被害者支援等、特性を生かした分野はもとより、多くの分野において活躍しております。

複雑困難化する警察業務を適切に推進するためには、多様な視点や発想が必要であり、女性警察官にもその個性と能力を十分に発揮してもらうことが重要であると認識しております。

女性警察官の増員については、「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」に基づき、年ごとの採用者数の平準化を図りながら、中長期的視点で計画的に採用しております。

2 苦情対応の現状の課題と今後の改善方針について

県警察では、県民等から寄せられる苦情に対し、当該苦情に係る職員の所属だけでなく、業務主管所属とも苦情内容を共有し、組織的に対応しており、事実関係を調査した上で、問題点が認められた場合は速やかに是正するなど、必要な措置を講じております。

苦情対応の現状につきましては、規程等に基づき適正に処理しており、引き続き、苦情に対する適切な対応に努めてまいります。

3 広報県民課で行っている苦情の相談対応と警察法第79条の苦情申出手続の関係について

警察あてに申し出られた文書による苦情については、警察本部長は、事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置について、申出者に対し、文書により自ら通知を行い又は所属長その他の職員に通知を行わせるものとしています。

警察あてに申し出られた文書によらない苦情については、文書によるものに準じて処理するものとして、申出者に対する処理結果の通知は、文書その他適当と認められる方法により行っています。

いずれの苦情につきましても、警察本部長は、事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置を公安委員会に報告するものとしています。

公安委員会あてに申し出られた警察法に規定する苦情については、公安委員会は県警察に対し、事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置を行わせるとともに、結果の報告を求め、同報告を基に申出者に処理結果を文書で通知することとなります。

公安委員会あてに申し出られた警察法に規定する苦情以外の苦情については、警察法に規定する苦情に準じて処理するものとして、申出者に対し、文書その他適当と認められる方法により通知することとなります。

いずれの手続きにおいても組織的かつ適切な処理がなされているものと認識しております。